

議案第5号

沼田市介護保険条例の一部を改正する条例について

沼田市介護保険条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年2月24日提出

沼田市長 星 野 稔

沼田市介護保険条例の一部を改正する条例

沼田市介護保険条例（平成12年条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

（令和8年度の保険料減免に係る申請の特例）

第10条 介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第420号）及び介護保険法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（令和8年政令第6号）の規定により、令和8年度市民税が課されているとみなされた者（令和7年度市民税非課税者に限る。）であって、令和8年度分の保険料の減免を受けようとするものは、第11条第2項の規定にかかわらず、当該減免の申請を省略することができる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。